

議会において議員中より選出する委員等に関する調

| 役 職 名 | 種 別 | 議 員 か ら の 選 出 数 | 根 拠 法 令 | 備 考 |
|-----------|-----|--------------------|-----------|-------|
| 常任委員会 委 員 | 選 任 | 104人 | 地 方 自 治 法 | 議長を除く |
| 同 委 員 長 | 選 任 | 8人 | 委 員 会 条 例 | |
| 同 副 委 員 長 | 選 任 | 8人 | 委 員 会 条 例 | |

| | | | | |
|-----------|-----|--------------------|-----------|--------|
| 特別委員会 委 員 | 選 任 | 52人 ^(※) | 地 方 自 治 法 | 4特別委員会 |
| 同 委 員 長 | 選 任 | 4人 ^(※) | 委 員 会 条 例 | |
| 同 副 委 員 長 | 選 任 | 4人 ^(※) | 委 員 会 条 例 | |

(※)令和4年第2回定例会に設置された特別委員会における選出数

| | | | | |
|-----------|-----|-----|---------------|---------------|
| 予算委員会 委 員 | 選 任 | 40人 | 予 算 委 員 会 要 綱 | |
| 同 委 員 長 | 選 任 | 1人 | 予 算 委 員 会 要 綱 | |
| 同 副 委 員 長 | 選 任 | 2人 | 予 算 委 員 会 要 綱 | |
| 同 理 事 | 選 任 | 6人 | 予 算 委 員 会 要 綱 | 各交渉団体から 1人 |

| | | | | |
|-------------|-----|-----|-----------|--|
| 決算特別委員会 委 員 | 選 任 | 35人 | 地 方 自 治 法 | |
| 同 委 員 長 | 選 任 | 1人 | 委 員 会 条 例 | |
| 同 副 委 員 長 | 選 任 | 2人 | 委 員 会 条 例 | |

| | | | | |
|---------|------|----|-----------|--|
| 監 査 委 員 | 選任同意 | 2人 | 地 方 自 治 法 | |
|---------|------|----|-----------|--|

| | | | | |
|-------------|-----|----|------------------------|--|
| 広域水道企業団議会議員 | 選 挙 | 3人 | 神奈川県内広域水道 企 業 団 規 約 | |
|-------------|-----|----|------------------------|--|

| | | | | |
|----------|-----|----|----------------------------|--|
| 競馬組合議会議員 | 選 挙 | 4人 | 神 奈 川 県 川 崎 競 馬 組 合 規 約 | |
|----------|-----|----|----------------------------|--|

改選前における各種委員会(1)割り振り表

| 名 称 | 被 推 薦 者 |
|---------------------|----------------------|
| 神奈川県生活習慣病対策委員会委員 | 厚生常任委員会副委員長 |
| 神奈川県感染症対策協議会委員 | 厚生常任委員会委員長 |
| 神奈川県医療審議会委員 | 厚生常任委員会委員長、同 副委員長 |
| 神奈川県自然環境保全審議会温泉部会委員 | 厚生常任委員会委員長 |
| 神奈川県薬事審議会委員 | 厚生常任委員会委員長 |
| 神奈川県開発審査会委員 | 建設・企業常任委員会委員長 |
| 神奈川県建築審査会委員 | 建設・企業常任委員会委員長 |
| 神奈川県河川協会顧問 | 建設・企業常任委員会委員長 |
| 神奈川県港湾審議会委員 | 建設・企業常任委員会委員長、同 副委員長 |
| 神奈川県水防協議会委員 | 建設・企業常任委員会委員長 |

改選前における各種委員会(2)割り振り表

| 名 称 | 被 推 薦 者 |
|-----------------|--------------|
| 神奈川県戦没者慰霊堂奉賛会役員 | 厚生常任委員会委員 全員 |

改選前における各種委員会(3) 割り振り表

(令和4年5月18日 議会運営委員会決定)

(単位：人)

| 名 称 | 会 派 | | | | | | | | | | 計 | 推 薦 数 |
|-----------------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|
| | 自民 | 立民 | 公明 | 共産 | 民主 | 県政 | わ町 | 神ネ | 瀬谷 | 厚木 | | |
| 神奈川県国土利用計画審議会委員 | 4 | 2 | 1 | | | | | | | | 7 | 7 |
| 神奈川県総合計画審議会委員 | 3 | 2 | 1 | | 1 | | | | | | 7 | 7 |
| 神奈川県私立学校審議会委員 | 1 | | 1 | | | | | | | | 2 | 2 |
| 神奈川県青少年問題協議会委員 | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 神奈川県環境審議会委員 | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | | | | 5 | 5 |
| 神奈川県美しい環境づくり推進協議会委員 | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会委員 | 3 | 2 | | | 1 | | | | | | 6 | 6 |
| 神奈川県社会福祉審議会委員 | 3 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | 7 | 7 |
| 神奈川県児童福祉審議会委員 | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 神奈川県准看護師試験委員会委員 | 1 | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会委員 | 3 | 2 | | 1 | | 1 | | | | | 7 | 7 |
| 神奈川県献血推進協議会委員 | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 神奈川県観光審議会委員 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | 4 | 4 |
| 神奈川県労働審議会委員 | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 神奈川県都市計画審議会委員 | 5 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | | 9 | 9 |
| 神奈川県屋外広告物審議会委員 | 2 | 1 | | 1 | | | | | | | 4 | 4 |
| 神奈川県公園等審査会委員 | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 神奈川県宅地建物取引業審議会委員 | 1 | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 神奈川県スポーツ推進審議会委員 | 2 | 1 | | | | | | | | | 3 | 3 |
| 神奈川県生涯学習審議会委員 | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 計 | 39 | 22 | 6 | 4 | 3 | 3 | | | | | 77 | 77 |

各種委員会に関する調

1 委員長等の役職割り振りとしているもの

| 名 称 | 設置根拠 | 所 管 事 項 | 構成及び選任方法 | 委員定数 (人) | 議会からの 推 薦 数 (人) |
|---------------------|---|---|---|--------------|---|
| 神奈川県生活習慣病対策委員会委員 | 附属機関の設置に関する条例 | 生活習慣病の発生等予防対策に関する調査審議。 | 関係行政機関の職員、学識経験者のうちから知事が命じ又は委嘱する。 | 20以内 | 1 (厚生常任委員会副委員長) |
| 神奈川県感染症対策協議会委員 | 同会設置運営要綱 | 県内における感染症のまん延防止対策等に関する事項について協議し、必要な助言を行う。 | 学識経験者、関係行政機関、県職員その他のうちから知事が任命する。 | 20以内 | 1 (厚生常任委員会委員長) |
| 神奈川県医療審議会委員 | 医療法(第72条) | 医療法の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するほか知事の諮問に応じ医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。 | 医師、歯科医師、薬剤師、医療をうける立場にある者及び学識経験のある者のうちから知事が委嘱又は任命する。 | 30以内 | 2 (厚生常任委員会正副委員長) |
| 神奈川県自然環境保全審議会温泉部会委員 | 自然環境保全法(第51条) | 温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。 | 学識経験者、県議会議員並びに関係行政機関の長及び職員のうちから知事が委嘱する。 | 10以内 | 1 (厚生常任委員会委員長) |
| 神奈川県薬事審議会委員 | 附属機関の設置に関する条例(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条) | 薬事に関する重要事項に関する調査審議。 | 学識経験者、薬事関係業者代表、消費者代表のうちから知事が委嘱する。 | 20以内 | 1 (厚生常任委員会委員長) |
| 神奈川県金融懇話会委員 | 同会設置要綱 | 中小企業金融の円滑化に寄与するため、県の中小企業金融施策について検討協議する。 | 学識経験のある者等のうちから知事が選任する。 | 定めなし (15) | 2 (産業労働常任委員会正副委員長) ※令和5年度は当委員会の開催を予定していないため推薦は行わない。 |
| 神奈川県開発審査会委員 | 都市計画法(第78条) | 都市計画法第78条の規定に基づき、都市計画法第50条第1項の審査請求に対する裁決及び同法によりその権限に属させられた事項を行うこと。 | 法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に關しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が任命する。 | 7 | 1 (建設・企業常任委員会委員長) |
| 神奈川県建築審査会委員 | 建築基準法(第78条) | 建築基準法第78条の規定に基づき、建築基準法に規定する同意、同法第94条第1項前段の審査請求に対する裁決、同法の施行に関する調査審議及び同法の施行に関する事項について関係行政機関に対し建議すること。 | 法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に關しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が任命する。 | 7 | 1 (建設・企業常任委員会委員長) |

| 名 称 | 設置根拠 | 所 管 事 項 | 構成及び選任方法 | 委員定数 (人) | 議会からの 推 薦 数 (人) |
|-----------------|-----------------------|--|---|-------------|--------------------------------|
| 神奈川県河川 協会顧問 | 同会定款 | 治水、利水方策を考究するとともに、河川に関する認識を普及徹底させ、治水、利水事業の促進を図ること。 | 委員会の議を経て推薦する。 | 定めなし (2) | 1 (建設・企業 常任委員会委 員長) |
| 神奈川県港湾 審議会委員 | 附属機関の設 置に関する条 例 | 港湾の設置及び管理等に関する条例の運営及び港湾の開発に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。 | 学識経験者、県議会議員、関係市町長及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。 | 8以内 | 2 (建設・企業 常任委員会正 副委員長) |
| 神奈川県水防 協議会委員 | 附属機関の設 置に関する条 例 | 水防法の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は水防に関し関係機関に対して意見を建議すること。 | 関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験者の中から知事が命じ又は委嘱する。 | 16以内 | 1 (建設・企業 常任委員会委 員長) |

2 委員会の委員全員に割り振っているもの

| 名 称 | 設置根拠 | 所 管 事 項 | 構成及び選任方法 | 委員定数 (人) | 議会からの 推 薦 数 (人) |
|-------------------------|------|---|--|-------------|-----------------------------|
| 神奈川県戦没 者慰霊堂奉賛 会役員 | 同会会則 | 県戦没者慰霊堂及び沖縄「神奈川の塔」の運営と密接に連携して、これを奉賛、護持するための各種事業を行う。 | 会長は知事、副会長は県議会厚生常任委員長他、理事は同副委員長他、評議員は同厚生常任委員他をもってあてる。 | 若干名 (34) | 13 (厚生常任委 員会委員全 員) |

3 会派割り振りとしているもの

| 名 称 | 設置根拠 | 所 管 事 項 | 構成及び選任方法 | 委員定数 (人) | 議会からの 推 薦 数 (人) |
|-------------------------|---|--|---|-------------|-----------------------|
| 神奈川県国土 利用計画審議 会委員 | 国土利用計画 法(第38条) | 国土利用計画法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議する。 | 学識経験者、県議会議員並びに関係行政機関の長及び職員のうちから知事が委嘱又は任命する。 | 30以内 | 7 |
| 神奈川県総合 計画審議会委 員 | 附属機関の設 置に関する条 例 | 神奈川県の総合計画に関する審議。 | 学識経験者、県議会議員、市町村長のうちから知事が委嘱する。 | 30以内 | 7 |
| 神奈川県私立 学校審議会委 員 | 私立学校法 (第9条) | 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置、廃止及び設置者変更認可等私立学校法に基づく知事の諮問事項に関する調査審議、その他私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項の建議。 | 教育に関し、学識経験を有する者の中から、知事が任命する。 | 18 | 2 |
| 神奈川県青年 問題協議会委 員 | 地方青少年問 題協議会法、 神奈川県青年 問題協議会条 例 | 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関する重要事項の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整。 | 青少年の指導、育成、保護又は矯正に関し識見を有する者、県議会議員、関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱又は任命する。 | 20以内 | 2 |
| 神奈川県環境 審議会委員 | 環境基本法 (第43条) | 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議すること。 | 学識経験者、県議会議員、行政関係者の中から知事が委嘱または任命する。 | 40以内 | 5 |

| 名 称 | 設置根拠 | 所 管 事 項 | 構成及び選任方法 | 委員定数 (人) | 議会からの 推 薦 数 (人) |
|-----------------------|------------------|--|--|-------------|-----------------------|
| 神奈川県美しい環境づくり推進協議会委員 | 同会要綱 | 県内における美化運動の推進及び不法投棄対策に関する企画調整、諸方策等についての協議。 | 市町村関係職員、関係民間団体の役職員、学識経験者、公募で選ばれた者のうちから知事が選任する。 | 15以内 | 2 |
| 神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会委員 | 自然環境保全法（第51条） | 温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。 | 学識経験者、県議会議員並びに関係行政機関の長及び職員のうちから知事が委嘱する。 | 20以内 | 6 |
| 神奈川県社会福祉審議会委員 | 社会福祉法（第7条） | 社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）の調査審議。 | 社会福祉事業に従事する者、社会福祉事業に関して学識経験がある者及び県議会議員のうちから知事が任命する。 | 30以内 | 7 |
| 神奈川県児童福祉審議会委員 | 児童福祉法（第8条） | 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議及び出版物等の推薦等を行う。 | 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者のうちから知事が任命する。 | 26以内 | 2 |
| 神奈川県准看護師試験委員会委員 | 保健師助産師看護師法（第25条） | 准看護師学校、養成所の指定、准看護師試験の実施、准看護師に関する重要事項の掌理。 | 学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。 | 10 | 1 |
| 神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会委員 | 同会設置要綱 | 県下における公衆浴場入浴料金の統制額の指定について関係者の意見を聞くとともに、これに関連する公衆浴場の諸問題について協議する。 | 学識経験者、公衆浴場利用者、公衆浴場営業者、関係行政機関の職員のうちから知事が選任する。 | 21以内 | 7 |
| 神奈川県献血推進協議会委員 | 同会要綱 | 献血制度の推進に関する必要な事項について協議する。 | 関係団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他適当と認められる者のうちから知事が委嘱又は任命する。 | 20以内 | 2 |
| 神奈川県観光審議会委員 | 附属機関の設置に関する条例 | 観光に関する重要事項について知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。 | 観光事業その他観光の振興に関係がある者、学識経験を有する者、県議会議員及び関係行政庁の職員のうちから知事が委嘱する。 | 20以内 | 4 |
| 神奈川県労働審議会委員 | 附属機関の設置に関する条例 | 労使関係の安定、労働教育、労働福祉の向上及び雇用等労働問題に関する重要事項についての調査審議。 | 労働者代表、使用者代表、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。 | 20以内 | 2 |
| 神奈川県都市計画審議会委員 | 都市計画法（第77条） | 都市計画区域の指定に対する意見の答申、その他都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議。 | 学識経験者、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者、県議会議員、市町村の議会の議長を代表する者のうちから知事が委嘱又は任命する。 | 30以内 | 9 |

| 名 称 | 設置根拠 | 所 管 事 項 | 構成及び選任方法 | 委員定数 (人) | 議会からの 推 薦 数 (人) |
|--------------------------|--|--|---|-------------|-----------------------|
| 神奈川県屋外 広告物審議会 委員 | 附属機関の設 置に関する条 例 | 屋外広告物法に基づく広告物の掲出 等につき、知事の諮問に応じて調査 審議し、その結果を報告し、又は意 見を建議すること。 | 学識経験者、県議会議 員、県教育委員会委 員、関係地方公共団 体の職員、経済団体関係 者、広告業者、消費者 団体関係者のうちから 知事が委嘱する。 | 18以内 | 4 |
| 神奈川県公園 等審査会委員 | 附属機関の設 置に関する条 例 | 公園施設の整備及び管理並びに並木 及び街路樹の植栽に関し、知事の諮 問に応じて調査審議し、その結果を 報告し、又は意見を建議すること。 | 県議会議員、学識経験 者のうちから知事が委 嘱する。 | 14以内 | 2 |
| 神奈川県宅地 建物取引業審 議会委員 | 附属機関の設 置に関する条 例（宅地建物 取引業法(第 73条)） | 宅地建物取引業法の規定に基づき、 宅地建物取引業に関する重要事項に つき、知事の諮問に応じて調査審議 し、その結果を報告し、又は意見を 建議すること。 | 学識経験者、宅地建物 取引業者、関係地方公 共団体の職員、県警察 の職員及び県職員のう ちから知事が委嘱又は 任命する。 | 9以内 | 1 |
| 神奈川県ス ポーツ推進審 議会委員 | 附属機関の設 置に関する条 例 | スポーツ基本法（平成23年法律第78 号）第35条に規定するもののほか、 スポーツ推進計画その他のスポーツ の推進に関する重要事項につき知事 又は教育委員会の諮問に応じて調査 審議し、その結果を報告し、又は意 見を建議する。 | 学識経験者、スポーツ 関係団体、体育関係団 体、学校関係、行政機 関の職員及び公募によ り選任された者のうち から知事が委嘱又は任 命する。 | 20以内 | 3 |
| 神奈川県生涯 学習審議会委 員 | 附属機関の設 置に関する条 例、生涯学習 の振興のため の施策の推進 体制等の整備 に関する法律 | 生涯学習に資するための施策の総合 的な推進に関する重要事項につき、 教育委員会又は知事の諮問に応じて 調査審議し、その結果を報告し、又 は意見を建議すること。 | 委員は学識経験を有す る者、公募により選任 された者及び神奈川県 議会議員のうちから神 奈川県教育委員会が委 嘱する。 | 20以内 | 2 |

令和5年第1回神奈川県議会定例 代表質問時間割り振り表

(令和4年12月16日 議会運営委員会決定)

| 会派構成 | 均等割 | 割振数 | 計 |
|--------|-----|------|------|
| 自民(48) | 20分 | 100分 | 120分 |
| 立民(28) | 20 | 60 | 80 |
| 公明(8) | 20 | 20 | 40 |
| 共産(5) | 20 | 10 | 30 |
| 民主(5) | 20 | 10 | 30 |
| 計 | 100 | 200 | 300 |

令和4年度 一般質問者の会派別・定例会別割り振り表

(令和4年5月18日 議会運営委員会決定)

(単位：人)

| 分 会派 | 区 | 第2回 | 第3回 | | 第1回 | 計 |
|---------|---|-----|-----|-----|-----|----|
| | | | 9月 | 12月 | | |
| 自民 | | 4 | 10 | 4 | 6 | 24 |
| 立民 | | 3 | 5 | 3 | 3 | 14 |
| 公明 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 共産 | | | 1 | | 1 | 2 |
| 民主 | | | 1 | | 1 | 2 |
| 県政 | | | | | 1 | 1 |
| わ町 | | | | | | |
| 神ネ | | | | | | |
| 瀬谷 | | | | | | |
| 厚木 | | | | | | |
| 計 | | 8 | 18 | 8 | 13 | 47 |